

○財務省告示第二百六十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十七年七月十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十
七回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用 振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

四 発行方法
価格競争
価格競争入札発行
価格競争入札発行

五 募入決定の
方法
価格競争
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十 十		九 八		七		六	
イ 一				ロ	イ	ロ	イ
発 行 行 日	格 競 争	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 三 円 十 銭	平 成 二 十 七 年 七 月 十 三 日	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	六 百 三 十 七 億 六 千 二 百 十 六 万 円	七 千 六 百 三 十 四 億 八 千 五 百 七 十	額 面 金 額 で 六 百 十 六 億 円	額 面 金 額 で 七 千 三 百 七 十 六 億 円
							込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。
							募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込
							各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応

入札発行
国債市場
特別参加
者第I
非価格競
争入札発
行
利率
経過
の払込み

以上
のそれ
ぞれの
応募
価格
五十
円
に
つ
き
百
三
十
円

(一) 年一・六パーセント

は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{23}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録されるもの
座に記載又は記録されるもの
に、ついで、前記(一)の算式に
より算出した金額から、該金
額に百分の二十・三・五を乗
じ、た金額(おいたし、三・五
を發行時に、又は、外国債
が非居住者又は、外国に
る場合、又は、前記(一)の算
より算出した金額に、該算式
住者又は、外国に、適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。

平成二十七年十二月二十日支
払期とし、次の算式により、支
した金額を支払う。ただし、算出

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 入札参加 払場所 元利支 償還金額 償還期限 後の利子

平成二十七年七月十三日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成二十七年六月二十日 利率をその日以前六月間に属す いて、その日以前六月間に属す 日を、支払期とし、各支払期にお 毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十 日 を 支 払 期 と し、各支払期にお

額は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$